#### (議事の要旨)

開始14時10分

# [西田委員長

٦

ただいまから、平成25年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、髙木委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案7件です。

なお、議案第23号から議案第25号までの3件は公開しない会議とし、会議の最後に 審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「西田委員長

異議なしと認め、議案第23号から議案第25号までの3件は会議規則第12条により 公開しない会議として、会議の最後に審議します。

それでは、議事に入ります。議案第19号・教育財産の用途廃止について、事務局より 提案理由の説明をお願いします。

## ○議案第19号 教育財産の用途廃止について

# [松本庶務課長事務取扱

٦

議案第19号・教育財産の用途廃止について、でございます。

提案理由につきましては、幹線市道 I - 1 1 号線(一番橋通り)の整備に伴い分筆した 七生中学校用地について、隣地との関係で確認をしたところ、教育財産だということがわ かりましたので、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

なお、用途廃止後は市長部局である財産管理課に、普通財産として引き継ぐこととなります。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### 「西田委員長

٦

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

## 「岡本委員

٦

この件に関連しての質問です。日野市の教育財産というものはかなりの量があると思いますが、管理については昨今の社会でも言われているとおり、アセットマネジメントという考え方が非常に大事だと思います。当然、市長部局との連携、調整というものも必要と思うのですが、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

## [松本庶務課長事務取扱

教育財産の管理ということでご質問をいただきました。教育財産の管理につきましては、 適正規模・適正配置等に取り組みまして、必要な教室あるいは必要な運動場等について、 施設台帳等により責任のある管理をしているところでございます。なお、全体の管理とい うところにつきましては、市長部局と連携をとって実施していきたいと考えているところ でございます。

[西田委員長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

「西田委員長

では、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。教育財産の用途廃止について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長

異議なしと求めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長

議案第20号・日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明 をお願いします。

○議案第20号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[鈴木学校課長]

議案第20号・日野市立小学校教科用図書の採択について、でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項及び第14条、同法施行令第13条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、平成26年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページをお開きください。ここに記載の教科用図書を採択するものでございます。

小学校におきましては、平成23年度から新学習指導要領のもとで新たに編集発行された教科書の採択は平成22年度に実施しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案をするものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条は、種目ご とに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

西田委員長

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長

では、ご意見を伺います。

「西田委員長

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決すること に異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

「西田委員長

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長

議案第21号・日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明 をお願いします。

○議案第21号 日野市立中学校教科用図書の採択について

「鈴木学校課長

議案第21号・日野市立中学校教科用図書の採択について、でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項及び第14条、同法施行令第13条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、平成26年度に日野市中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページをお開きください。ここに記載の教科用図書を採択するものでございます。中学校におきましては、平成24年度から新学習指導要領のもとで新たに編集発行された教科書の採択は平成23年度に実施しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律の第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案するもの

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条は、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[西田委員長

ございます。

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

「西田委員長

ご質問がないようです。ご意見はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決すること に異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「西田委員長

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長

議案第22号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局よ

り提案理由の説明をお願いします。

○議案第22号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

# 「大野教育部参事

議案第22号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条、同法施行令第13条及び第14条、学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成26年度に特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができる、とされております。

28、29ページをお開きください。

このことから、29ページにございます採択要綱に則って実施してまいりました。採択 要綱第2条にありますように、小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、文部科 学省検定教科書、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書及び 学校教育法附則第9条に規定する一般図書からになります。

今回の採択につきましては、文部科学省検定教科書を選定している場合は、小学校は平成22年度に平成23年度から26年度まで使用する教科用図書を、中学校につきましては平成23年度に平成24年度から27年度まで使用する教科用図書の教育委員会採択が行われております。通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用することになります。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきまして、日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱第4条に基づき、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書から採択することになります。

28ページをご覧ください。

特別支援学級教科用図書採択資料、調査研究の趣旨、枠囲みの中になります、(1)特別支援学級における教科用図書の調査研究について、をご覧ください。

本年度4月16日そして5月7日に実施いたしました特別支援学級設置校長会及び特別支援学級担任会で本年の採択につきまして説明を行い、平成25年6月13日付けの文書にて各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究を依頼いたしました。各学校において教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から7月3日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

(2)調査研究の基本的な考え方、をご覧ください。

次の3点が基本的な考え方でございます。①児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること。②可能な限り系統的に編集されており、教科

の目標に沿う内容をもつ図書であること。③学年進行にあたって上の学年で使用すること となる教科書との関連性を考慮すること。

各学校の調査研究結果を一覧に整理しましたものが8ページからのものでございます。 各学校の調査研究結果一覧にも示されております。平成26年度については各学年で教科 用図書を選択しており、国語、算数など一部の教科について、個人にふさわしい内容のも のを選択しております。

1行目の日野第一小学校の欄をご覧ください。各学年とも学年を単位として文部科学省 検定教科書を選定し、一部、保健体育、生活の教科においては一般図書を選定しておりま す。

8ページから27ページまでは各学校で調査研究を行い報告された資料でございます。 各ページの右上のところに図書名の前に表記された働、②、働という表記でございますけれども、検は文部科学省検定済教科書、文は文部科学省著作教科書、市は学校教育法附則第9条に規定された一般教科用図書を表しております。

また、「生活」は表の欄外一番下に説明がありますように、知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育するため、知的障害特別支援学校小学部の教科である「生活」をとることができ、その場合、「社会」「理科」「生活」「家庭」の各教科はとれず、さらに一般図書の中から第一、二学年は1冊、第三、四学年は2冊、第五、六学年は3冊まで選ぶことができるという条件でございます。

1行目の第一小学校の国語から図工までは検定本を選定しており、保健、生活について は一般図書から選定しております。

なお、横軸にございます調査研究資料番号について記載のあるものについては、東京都 教育委員会が調査研究を行った図書から選定しており、空欄のものについては、学校が独 自で調査研究を行い選定したものでございます。

特別支援学級の教科用図書の選択といたしましては、学校教育法附則第9条に規定する一般図書から97冊、小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書から5冊、文部科学省検定教科書から64冊を選定しており、それぞれの障害の種類、程度等、個々の状況に応じて各学校から選定した報告がございました。

以上で特別支援学級教科用図書の調査研究の経過並びに採択に関する説明を終ります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### [西田委員長]

ただいま事務局から丁寧な説明がありました。ご質問がございましたらお願いします。 髙木委員。

# 「髙木委員

平成26年度の使用教科書について、今、基本的な考え方を説明されたわけですが、昨年度との大きな変更点ですとか、また、従来と比べて26年度の使用教科書において何か特徴等があれば説明をお願いします。

# 「大野教育部参事

特別支援学級の教科用図書につきましては、障害の状況、程度、個々の状況に応じて採択するということが示されておりまので、昨年度と比べまして若干の修正はございます。

例えば附則第9条に示されます一般図書、本年度は97冊、昨年度は105冊です。それから文部科学省の著作教科書は今年度5冊ですが昨年度3冊です。検定教科書は64冊、昨年度も64冊で、これは毎年採択しているところで一致しております。このとおり、数字が示しますように若干の修正点はございますけれども、大きく変更されているというものではございません。

[西田委員長 ]

よろしいでしょうか。

[髙木委員 ]

はい。

[西田委員長

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長

ご質問がないようです。ご意見がございましたらお願いします。

[西田委員長

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

「西田委員長

これより議案第23号から議案第25号の審議に入りますが、本件につきましては公開 しない会議の中で行いますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えない と思います。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「西田委員長

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

なお、本件の終了をもって平成25年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。 (関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育職員の内申の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

「西田委員長

以上をもちまして本日の案件はすべて終了しました。これにて平成25年度第5回教育 委員会定例会を閉会いたします。